

第3次 新潟市 男女共同参画 行動計画

平成28年度～平成32年度

概要版



1 計画の基本的な考え方

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等社会の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策の今後の方向性と内容を明らかにして、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

新潟市では、平成13年に「新潟市男女共同参画行動計画」を策定、平成17年には男女共同参画推進の基本的な理念と責務を明らかにした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定しました。平成23年には、同条例に基づいて「第2次新潟市男女共同参画行動計画」を策定、重大な人権侵害である配偶者等からの暴力への対応を強化するために「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を同計画に包含し、施策を総合的に推進してきました。

この「第3次新潟市男女共同参画行動計画」は、第2次行動計画の計画期間終了を受け、同計画の成果や課題、社会状況の変化等を踏まえ施策の更なる推進を図るため、同条例に基づいて策定いたしました。

2 計画期間

平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とします。

3 計画の基本理念

- ① 男女の人権の尊重
 - ② 社会制度・慣行についての配慮
 - ③ 政策や方針決定の場への男女共同参画
 - ④ 家庭生活と社会生活との両立
 - ⑤ 男女の健康と権利
 - ⑥ 国際協調
- (新潟市男女共同参画推進条例より)

4 計画の推進

(1) 計画の進行管理

計画に基づき男女共同参画の推進に関する施策を進めていくため、目標ごとに達成度を測るための指標を設定し、計画期間中に達成すべき数値目標を設定します。

施策の実施状況を点検・評価し、その結果を年次報告書として公表します。

(2) 推進体制の充実・強化

本計画に基づき、各部署が男女共同参画の視点を持って施策を総合的、計画的に進めるため、職員
の男女共同参画についての理解を深めるとともに、庁内における推進体制の充実・強化を図ります。

あわせて、市民団体や事業者等との連携、協働を進めるとともに、国・県等関係機関との連携強化
を図ります。

新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」は、本市の男女共同参画を推進する施策を実施
し、市民、事業者、市民団体による取組を支援するための拠点施設として、能力開発・職業支援・情報・
相談・調査研究・交流・保育の7機能の一層の充実を図ります。特に、情報発信機能の充実や公民館
や市民団体と連携した地域への男女共同参画啓発事業の展開を図ります。

また、新潟市配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者支援の中心機関として、(1)DVを容認
しない社会づくりの推進 (2)配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実 (3)DV
被害者の保護体制と自立支援の充実 (4)関係機関や民間支援団体との連携の強化を行います。

施策の体系

(目標・施策の方向・具体的取組)

目標1 男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進

- (1) 男女共同参画推進のための意識啓発
① 家庭・地域等への広報・啓発活動の推進 ② 保育・学校教育における男女平等教育の推進
③ 職場における男女共同参画についての研修支援 ④ 地域リーダーの育成 ⑤ 国際理解に基づく男女共同参画の推進
- (2) 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革
① 男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供 ② メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進
- (3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進
① 男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援 ② 男性による相談体制の構築

目標2 政策・方針決定の場への女性の参画促進

- (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡充
① 審議会委員等への女性の参画の拡充 ② 市女性職員の管理職等への登用推進
- (2) 企業・団体・地域等における女性の登用促進
① 企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発 ② 女性のエンパワメントの推進
- (3) 防災における男女共同参画の推進
① 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 ② 防災体制における女性の参画拡大

目標3 働く場における男女共同参画の推進

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
① 男女雇用機会均等法関係法令や制度の周知 ② 女性労働問題の解決への支援
③ 企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進
- (2) 女性の職業能力の開発支援と就業支援
① 女性の職業能力の開発機会の提供 ② 再就職や起業の支援
- (3) 農業や自営業等における男女共同参画
① 経営参画のための学習機会の提供 ② 労働環境の整備促進

目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- (1) 仕事と生活の調和に向けた意識の啓発
① 働き方の見直しに関する啓発 ② 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進
③ 男性の家庭生活・地域活動への参画促進
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援
① 子育て支援策の充実 ② 介護サービス基盤の整備・充実 ③ 地域で支える環境づくり ④ ひとり親家庭等への支援の充実

目標5 性に関する理解と生涯にわたる健康の確保

- (1) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進
① 性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実
② 性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実
- (2) 生涯を通じた健康づくりの支援
① 生涯にわたる健康づくりのための支援 ② 心とからだの相談体制の充実 ③ 妊娠・出産等に関する健康支援
④ 性感染症等への対策

目標6 女性に対する暴力の根絶

- (1) DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり
新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画
- (2) セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力防止対策の推進
① セクシュアル・ハラスメントの防止 ② 女性に対する暴力防止の啓発や相談等の対策と安全な環境づくり

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

- (1) DVを容認しない社会づくりの推進
① DV防止の意識啓発の推進 ② DV相談窓口の周知
- (2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実
① 安全に安心して相談できる体制づくり ② 相談従事者の研修の充実 ③ 相談窓口等の連携強化
- (3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実
① 安全に配慮した保護体制の充実 ② 総合的な相談支援体制の充実 ③ 自立支援策の充実
- (4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化
① 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待対策関係機関との連携 ② 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進

指 標

	項目	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	
目標1	1 市民の性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭(家事・育児)」という考え方を 否定する人の割合	52.6%	80%以上	
	2 男女共同参画社会という用語の周知度 男女共同参画社会を知っている人の割合	59.9%	80%以上	
	3 男女の地位の平等感	法律や制度	30.9%	40%以上
		社会通念・ 慣習・しきたり	10.8%	15%以上
		家庭生活	34.3%	40%以上
地域社会		31.3%	40%以上	
4 小・中学校の男女平等教育パン フレットを活用した授業割合	小学校3年生	98.2%	100%	
	小学校6年生	98.2%		
	中学校2年生	84.2%		
目標2	5 審議会等における女性委員割合	41.2% ※1	45%以上	
	6 女性委員のいない審議会等の割合	0% ※1	0%	
	7 農業委員における女性委員の割合	6.0%	10%以上	
	8 市職員の管理職(課長以上)における女性の割合	8.6% ※2	10%以上	
	9 市職員の係長昇任者における女性の割合	45.5% ※2	42%以上	
	参考 市立小・中学校の校長・ 教頭における女性の割合	小学校・校長	17.3% ※2	-
		小学校・教頭	20.2% ※2	
中学校・校長		8.9% ※2		
中学校・教頭		8.5% ※2		
目標3	10 職場における男女の地位の平等感	21.0%	30%以上	
	11 家族経営協定締結農家の割合	11.7%	市内認定農業者 数の15%以上	
	参考 所定内賃金の男女格差	76.1%	-	
目標4	12 男性の育児休業取得率	2.1%	13%以上	
	13 共働き夫婦の家事等平均時間の格差	220分 (女性290分) (男性 70分)	180分以内	
	14 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラン ス)」という用語の周知度(新設)	44.3%	70%以上 (新設)	
目標5	15 妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配 慮すべきであると考えている人の割合	88.7%	100%	
目標6	16 DV被害にあったときの相談窓口を知っている 人の割合	42.5%	60%以上	

※1 平成27年7月1日現在

※2 平成27年4月1日現在

新潟市市民生活部男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1061 (直通)

E-mail danjo@city.niigata.lg.jp